

第4章

香港の FTA 政策：CEPA への執着それとも束縛か



はじめに

香港は経済的に中国本土に深く依存している。FTA についても、中国本土との CEPA⁽¹⁾ のみ締結し、2010 年まで第三国と FTA を締結することがなかった。2001 年より香港とニュージーランドとの間で FTA 交渉に向けた非公式協議が行われたものの、2002 年には中止された。そして、東アジア域内諸国との FTA については、まったく政策議題となつてこなかった。このように香港も台湾と同様に東アジア地域主義の枠組に参加しない状態が続いてきた。

しかし、香港と台湾のケースは同一に扱うべきでない。国際的な地位が未確定である台湾と違い、香港は中国の従属領域であることが確定している。そのため、中国政府にとって香港による FTA 締結を妨げる理由はないはずである。むしろ、香港が経済社会分野の国際的枠組に参加しない状態が続けば、香港のイメージや経済にマイナスの影響が及び、「一国家二制度」への信頼を損なう恐れがある。そうなれば、中国政府にとっても憂慮すべき問題のはずである。にもかかわらず、香港による第三国との FTA 締結や東アジア地域枠組への参加が進展しなかったのはなぜであろうか。

考えられる理由の 1 つは、香港が中国との CEPA で十分な利益が得られたことである。香港ではそもそも FTA への関心が低かったが、CEPA からの利益がこうした傾向を強めたと思われる。もう 1 つの理由は、第 2 章で

議論した台湾をめぐる事情に、香港も巻き込まれた可能性があることである。香港政府は第三国との FTA や東アジア地域枠組への参加が実現しないことのデメリットに気づいたものの、中国と台湾の関係に左右され、積極的に動けなかった可能性がある。これらの仮説は、ある程度正しいと思われる。というのも、中国と台湾の関係が改善されると、香港政府は東アジア地域枠組への参加に興味を示し始めたからである。

本章ではこの点を確認しつつ、香港における FTA 政策の全体像の把握を目指す。ただし、台湾の場合と違い、香港はニュージーランドと中国本土との FTA 交渉しか行っていないため、検証できる材料が限られている。このうち、ニュージーランドとは交渉の期間が短く、途中で頓挫したほか、当時は香港での関心も低かった。このため、本章ではおもに中港 CEPA の事例から、検証材料を集めている。

まず、中港 CEPA をめぐる政治過程については、CEPA の締結までの政策決定過程だけではなく、締結後の実施過程や改善の取り組みなども含めて検討する。こうした分析のなかから、香港の域内において CEPA 締結を推進し、その後も CEPA 補充協定の締結を継続させているアクターが誰なのか、そしてその思惑や利害がどこにあるのかを明らかにする。また、この政治過程の検証においては、中国政府が CEPA の法的な位置づけをどのように扱おうとしたのかも着目すべき点である。これらの点を検討することで、香港と第三国との FTA 締結が進展しなかった要因や、台湾のケースとの連動性について説明する要素を探し出せるはずである。さらに、中港 CEPA を分析することで、台湾と中国の間における FTA あるいは馬英九政権が進める ECFA に関する議論について、より正確に理解することも可能になる。

第 1 節 香港政府の FTA に対する態度

中国本土との CEPA 交渉以前の香港政府は WTO での貿易交渉の進展や香港自身が自由貿易政策を維持することが重要であると考えていた。そし

て、香港は APEC に加盟していたが、APEC では開かれた地域主義が謳われているため、APEC への加盟と WTO におけるグローバルな自由貿易の推進の間に矛盾はなかった。

とはいえ、東アジア諸国による二国間 FTA 締結の動きや ASEAN+3 による多国間 FTA あるいは東アジア地域枠組の形成に対して、香港のなかでまったく関心がなかったわけでもない。たとえば、中国銀行香港分行（現・中国銀行 [香港]）の情報誌は 2001 年 3 月に、東アジアのなかで香港が FTA 締結の動きから取り残されれば、貿易、投資、技術協力の面で香港の経済的地位が低下すると警告した。また、香港が取り残された原因として、香港がグローバル化にばかり関心を払い、政府の積極性が欠如していること、香港がすでに十分に開放されているため、諸外国が香港と FTA を締結する意義を見出しにくいことの 2 つを挙げた（中国銀行香港分行 [2001]）。また、中港 CEPA の締結を中国、香港の両政府に要望した香港総商會も、東アジア FTA から取り残されることへの憂慮を示し、香港の自由貿易政策が第三国にとって香港と FTA 交渉を行う動機を削ぐ要因になっていると指摘していた⁽²⁾。

ただし、香港の自由貿易政策が第三国との FTA の障害になっているとの指摘は、財の貿易における FTA にのみ説得力がある。しかし、サービス分野では FTA を通じた改善の余地も大きく、こうした指摘は妥当性を欠く。というのも、香港では有効な競争政策と、そのための強制力のある法令や取締機関が存在しない⁽³⁾。むしろ、香港では法定カルテルが多々存在し、香港政府はこれらカルテルからの上納金を収入源の 1 つとしている⁽⁴⁾。また、政府調達に関しても、数碼港（Cyber Port）や香港身分証の IC チップ化の案件において競争入札なしに董建華（初代）行政長官に近いとされた財閥首領である李嘉誠の二男である李沢楷（リチャード・リー）の関連企業に発注された事件など、公正さについて問題視されたケースが少なくない。さらに、2000 年に欧州議会に提出された報告書は、李嘉誠の長江グループに関して香港の株価総額に占める割合の高さや非競争行為の多さを指摘した（Cushnahan [2000]）。

むしろ、FTA 交渉が実現しにくい原因は、香港政府がグローバリズムを

重視し、香港が自由貿易政策を堅持すればよいと考え続けたことであると思われる。たとえば、董建華行政長官が2001年に来日した際、日本の河野外務大臣との会談においてFTAへの言及がなされたものの、多国間での貿易自由化交渉を重視するとの立場から具体的な合意には至らなかった⁶⁾。また、中港CEPA構想が明らかになる直前、任志剛金融管理局（中央銀行に相当）総裁は「地域化はグローバリズムとは異なる基準を作り、非常に危険である」と述べている⁶⁾。通商政策に関与しないとはいえ、彼の発言は香港の官僚が地域主義に対してもつイメージを代弁したものといえるだろう。

このように香港政府がFTAに否定的であるにもかかわらず、香港とのFTA交渉が行われた例外的な事例が、中国本土とニュージーランドであった。後述するように中国本土とのCEPAは、中国のWTO加盟対策として香港の財界から要望が出たものであった。一方、ニュージーランドとのFTAは、ニュージーランド側からの提案に香港が応じたものである。名称もニュージーランドが頻繁に用いる経済緊密化（Closer Economic Partnership）協定とされた。ニュージーランドは香港との交渉事項について研究を重ね⁷⁾、2001年4月のクラーク首相による香港訪問においてFTA交渉の開始に合意した。それから2002年2月までの間、両者は5回の非公式交渉を行った。ところが、ニュージーランド外交交通商省によれば、それ以降の交渉は中断され、2009年まで再開されなかった⁸⁾。一方、香港の唐英年工商および科技局長は2002年12月に立法会議員の質疑に対して、ニュージーランドとのFTA交渉が継続中であると述べていた⁹⁾。

ニュージーランドはその後も各国とのFTAを積極的に推進し、中国とも2008年4月にFTAを締結した。また、例外があるものの、香港は経済や貿易自由度が高く、また農業部門も非常に小さいため、香港とのFTA交渉が技術的な問題で交渉が頓挫する可能性は低い。そのため、ニュージーランドが一方的に打ち切ったとは考えにくい。

原因として可能性があるのは、台湾問題との関連である。というのは、香港とニュージーランドのFTAが中断された2002年は、ちょうど台湾の陳水扁総統が「一辺一国」発言を行った時期であった。台湾とニュージー

ランドの FTA 交渉も、この時期に本格化するはずであったが、進展をみせなかった。そして、香港とニュージーランドの FTA 交渉は、2009 年まで再開されなかった（詳細は後述）。これは、中国と馬英九政権の台湾が ECFA (FTA の早期実施) の交渉開始で合意した時期とほぼ一致する。ニュージーランドと香港の政府は現在も FTA 交渉が中断された理由を説明していないが、以上の状況から中国と台湾の関係との関連が推測される。

第2節 中港 CEPA をめぐる政治過程

1. 交渉までの経緯

中国本土との CEPA は香港が締結した初めての FTA である。CEPA の締結が香港政府から公式に提案されたのは、2001 年 12 月 19 日とされる。董建華行政長官は北京を訪問した際、江沢民国家主席や朱鎔基国務院総理に「FTA に類似したもの」を中国本土と香港の間で締結することを提案した。しかし、この FTA 類似構想は、香港の代表的な経済団体である香港総商會が最初に提案したものであり、香港政府内のシンクタンクである中央政策組や通商問題を担当する工商局などで構想された政策ではなかった。

香港総商會は中国の WTO 加盟を見越して⁽¹⁰⁾、2000 年 1 月にその影響と対策について業界ごとに検討し、報告書をまとめた。そのなかで、中国の WTO 加盟について、2 点の懸念が示された。1 つは、中国本土市場での第三国企業との競争が激化することである。もう 1 つは、香港における人件費や不動産が高いため、諸外国の企業が香港の高いコストを嫌い、香港を介さずに中国との貿易や投資を行うようになることである。そのため、WTO 加盟後も中国における外資優遇が香港企業にだけ継続されることが必要であるとの結論に至った。しかし、中国は WTO 加盟議定書において外資優遇の撤廃を譲許している。そのため、加盟議定書に違反することを回避しつつ、香港企業への優遇を継続させるための手段として、香港と中国の間における FTA 類似構想を提起した（香港総商會 [2000：12-13]）。

香港総商会は2000年3月、董建華行政長官に同報告書を提出し、中国政府とFTA類似構想について交渉を行うよう求めた。しかし、董建華行政長官は当初、中国のWTO加盟が未だ実現していないことを理由に消極的な反応を示した。そこで香港総商会は董建華行政長官や香港政府を飛び越えて、中国政府に直接要望を示し、前向きな回答を引き出した。同年6月、董建華行政長官は香港総商会からの報告を聞き、ようやくFTA類似構想の実現に前向きな姿勢に転じた⁽¹¹⁾。

中国政府にとって、FTAによる香港への支援という考え方は目新しいことでなかった。というのも、香港の中国への返還とアジア通貨危機が定期的に重なったため、1997年秋に中国の対外経済協力貿易部は香港とのFTA締結を検討したことがあった。しかし、当時は香港側が関心を示さなかったために、取り止めになった⁽¹²⁾。つまり、中国政府は香港側から要望がくるのを待つ立場にあったといえる。

また、中国政府がFTA類似構想の実現に前向きな姿勢をみせた背景として、董建華行政長官を再選させるため、香港財界の協力を得る必要があった。香港行政長官は任期を1期5年とし、1回のみ再選が可能とされている（香港基本法第46条）。董建華行政長官は1997年7月に就任し、2002年7月に1期目の任期切れが迫っていた。香港の行政長官は、職業団体別選挙で選ばれた選挙委員800名によって選出される。この選挙委員は、業界団体や職業などを基礎とする選挙区から選ばれる。こうした選挙区の構成では、企業の役員や高度な専門職などが委員に選出されやすい。また、香港の選挙制度は、財界あるいは保守派が多数になるよう設計されている。行政長官に選ばれるには、この選挙委員選挙前に実績を上げ、財界などの支持を取り付ける必要があった。行政長官の候補はこの選挙委員100名の推薦を得て正式に立候補でき、選挙でその過半数を得ることで当選する。当選後、中国政府（國務院）の任命を得て、ようやく就任できるシステムとなっている。

こうした制限選挙では、選挙人となる選挙委員やそれを選出する有権者が少なく、選挙人の顔ぶれは比較的固定的である。そのため、中央政府は駐香港弁事処などを通して、事前工作を行うことが容易である。とはいえ、

財界や保守派はかつての親イギリス（香港政庁）派であり、左派（植民地時代からの親中国派）ほど中国政府に対する忠誠がない。本来、董建華行政長官は自身が船舶会社の会長であり、中国政府や左派だけでなく、保守派にも受入が可能な人物のはずであった。しかし、董建華には前述のように李嘉誠との距離が近すぎるため、公平性に欠けるとの懸念が財界には存在した。また、鳥インフルエンザ流行（1997 年末～1998 年初め）における対応の遅れや、不動産不況のなかでの大規模な住宅供給構想が不動産業者や所有者らの反発を招いたことから、彼の政策立案や行政管理能力にも疑問がもたれていた。さらに、彼の就任とアジア通貨危機の発生の時期が重なり、最初の任期中、不景気が続いたが、香港政府は香港基本法により財政均衡を義務づけられているため、財政支出による景気浮揚を行うことができなかった。そのため、中国政府といえども、董建華行政長官の再任には財界への利益供与や董建華再選に足る業績を提示する必要がある。

このように、CEPA は香港政府が FTA に関する明確な政策構想をもって、交渉に臨んだものではなかった。むしろ、中国の WTO 加盟後の数年間における優遇措置を求めた香港の財界と、董建華行政長官に対する支持を財界に求めた中国政府の間で、利害が一致したことで実現した。

2. CEPA の交渉過程とその後の「補充協議」

香港総商会は中国本土との FTA に類似した取決を優遇政策の代替と考えていた。中国が WTO 加盟議定書で行った譲許では、2003 年からサービス部門の開放が始まる。そのため、香港総商会は 2002 年内に FTA に類似した取決が妥結されることを望んでいた⁽¹³⁾。しかし、実際には期待ほど早く妥結が実現しなかった。

第 1 回交渉は 2002 年 1 月 25 日に、香港の梁錦松財政司長と中国の安民対外貿易経済合作部副部長の間で行われた。その場で、FTA 類似構想の正式名称を「内地と香港における経済貿易緊密化取決」（Mainland/HK Closer Economic Partnership Arrangement: CEPA）とすることが決められた⁽¹⁴⁾。続く第 2 回交渉は 2002 年 3 月 27 日に行われたが、具体的な成果は発表され

ず、第3回交渉が5月末に行われる予定であることのみ発表された⁽¹⁵⁾。第3回交渉は2度にわたり延期された⁽¹⁶⁾。ようやく、2003年3月に交渉再開の予定となったが、ちょうどSARS（重症急性呼吸器症候群）が香港と中国本土の双方で流行し、多数の死者が出る事態に陥り、再度延期された。この間、双方の政府は水面下で交渉を行ったが、その間の進捗状況は明らかにされていない。

2003年6月29日にCEPAの本文が調印されたものの、これは具体的な譲許を含んでいなかった。実際は交渉が妥結していなかったが、香港返還記念日（7月1日）と温家宝首相の香港訪問に合わせて調印式典を行うための苦肉の策であった。物品貿易での関税率や原産地規則、サービス分野での開放分野や香港企業の認定基準などの具体的な内容は、2003年9月29日に調印された付属文書の調印を待たなければならなかった。そして、本文と付属文書は2004年1月1日に発効したが、これは香港総商会による当初の期待に比べ1年遅いものであった。また、この時点ではCEPAはWTOが求めるFTAの水準に至っておらず、香港総商会など香港の財界にとっても不十分なものであった。

そのため、香港政府と中国政府は引き続き交渉を行い、ステップバイステップでCEPAの改善に取り組んだ（表1参照）。その後、「補充協議」（補足文書）が締結された。こうしたCEPAの合意文書とそれぞれの発効によって、CEPAは段階が区切られている。CEPA本文と付属文書の発効後（2004年1月1日）から第1次「補充協議」の発効前まで1年間の時期は、CEPA第1段階（以下、CEPA I）とされる。第1次「補充協議」は2004年10月に締結され、その発効（2005年1月1日）から第2次「補充協議」の発効前までの1年間は、CEPA第2段階（以下、CEPA II）とされる。同じく、第2次「補充協議」の発効（2006年1月）から第3次「補充協議」の発効前までの1年間は、CEPA第3段階（CEPA III）とされる。

CEPA Iでは物品貿易についてみると、関税免除の申請対象が香港の対中地場輸出の64%に相当する品目に限られていた（工商科技局[2005:7]）。また、ポジティブリスト方式が採用され、関税免除が申請できる物品は双方の政府が合意したリストに掲載されたものに限られた。WTO協定では

表1 中国・香港 CEPA が FTA の条件を満たすまでの締結文書とその内容

取決本文	2003年6月29日締結, 2004年1月1日発効
総則(第1章): 一国家二制度とWTO規則の遵守(第2条)。 中国本土を市場経済と認知(第4条)。 財の貿易(第2章): 関税免除(第5条), 数量制限の撤廃(第6条)。AD(第7条) 補助金対抗処置(第8条)の不発動, 緊急時のCEPA臨時停止(第9条)。 原産地規則(第3章): 詳細は付属文書2および3に規定(第10条のみ)。 サービス貿易(第4章): 市場アクセス(第11条), サービス供給者について(第12条), 金融協力(第13条), 旅行協力(第14条), 資格相互認証(第15条)。 貿易投資促進処置(第5章): 詳細は付属文書6に規定(第16条および第17条)。 その他(第6章): 連合指導委員会の設置(第19条), 雑則など。	
付属文書	2003年9月29日締結, 2004年1月1日発効
財の貿易: 関税免除リストに273品目を掲載。 原産地規則を制定。付加価値基準の場合, 原産地比率30%以上を要求。 加工工程基準, 関税分類変更基準も併用。 サービス貿易: 優遇リストに18分野を掲載。 香港サービス提供者に関する定義を制定(香港での営業実績3年間を要求)。	
「補充協議」(CEPA II)	2004年10月27日締結, 2005年1月1日発効
財の貿易: 関税免除リストに713品目を追加。 うち香港で生産実績のあるものが529品目, ないものが184品目。 サービス貿易: 優遇リストに8分野を新規掲載。11分野に優遇政策を追加。	
第2次「補充協議」(CEPA III)	2005年10月18日締結, 2006年1月1日発効
財の貿易: 発効時において, 全品目への関税を免除。 261品目の原産地規則を追加制定。残りは企業の申請に応じて毎年2回追加。 サービス貿易: 10分野に優遇政策を追加。	

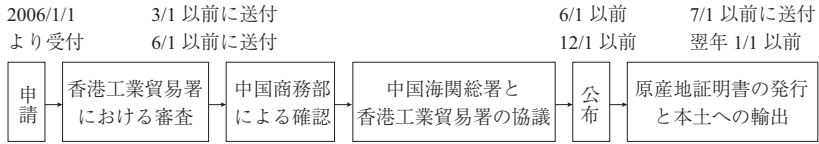
(出所) 竹内[2007a: 165]。

(注) CEPA IIIの後, 「補充協議」は毎年取り交わされている。2010年10月現在, 2010年5月に取り交わされた第7次「補充協議」(CEPA VIII)が最新である。

FTAにおいて実質的にすべての貿易を対象とすることが求められる。「実質的にすべて」の内容は定かではなく, 貿易の90%が目安とされるものの, その基準が品目によるのか, 金額によるのかも定まっていない。

いずれにせよ, CEPA Iでは, 事実上FTAの早期実施が行われたにすぎなかった。香港から中国本土への地場輸出(中継貿易を含まない)の90%を占める品目が関税免除の申請可能対象となったのは, CEPA II以降である。ポジティブリストが撤廃されたのはCEPA III以降である(第2次

図1 原産地規制の制定過程（第2次「補充協議」発効以降、毎年実施）



（出所）竹内 [2007a: 165]。

「補充協議」第1条第1項）。しかし、原産地規則は今日でも全品目について定められていない。輸出入者からの申請を受けて双方の政府当局が審査を行い、関税免除の可否を決定した後に、その品目の原産地規則が事後的に制定されることになっている（図1）。このため、初めて申請があった品目は事前に原産地規則がわからないという問題が残っている。

ステップバイステップ方式の交渉は、サービス分野でも行われた。サービス分野での譲許の方法は物品の貿易よりも複雑である。GATS（サービス貿易に関する一般協定）ではサービス貿易を分野によって154に分類し、またサービスの提供や消費の方式により4つのモード⁽¹⁷⁾に分類している。中国本土はこのほかに、譲許を実施する地理的範囲を省市ごとに指定することが多い。さらに、拠点の設置や人の派遣をとまなう場合、その資本や資格、業務内容について細かな条件が課せられる。そのうえ、政府機関による審査手続きも煩雑で、中央政府、地方政府およびそれぞれの異なる省庁にまたがって、審査が行われる分野も多い⁽¹⁸⁾。

一方、香港の財界や職能団体は、サービス分野のCEPAにもとづく譲許がWTO加盟議定書よりも先に機能することを望んでいた。また、専門的な職業のほかに小売業や飲食など、個人営業や零細業者による中国本土での開業も円滑化されることが期待されていた。そこで、財界の要望を直接反映させるため、香港総商会は「香港—内地商会聯席会」をもとにセカンドトラックを設けるべきだと主張したが（香港総商会 [2003:95]）、実現しなかった。そのため、香港の財界は香港政府を通じて中国政府に要望を伝えたが、中国本土側の譲許は必ずしも満足できるものではなかった。

また、CEPA発効後、CEPA適用の手続きが煩雑なことや、中国本土側が譲許の実施を渋っていることが話題に上った。香港総商会は、2004年

11 月時点で CEPA の認定を受けた企業のうち中国本土での営業にこぎ着けたのは 200 社にすぎないこと（Hong Kong General Chamber of Commerce [2004:1]）や中国民用航空総局が航空運輸の補助業務や旅行代理店での航空券発券業務に関する許認可を渋ったこと（Hong Kong General Chamber of Commerce [2004:17, 2005:4]）を指摘した。

行政会議非官守（民間登用）メンバー・召集人の梁振英も新聞の紙上で、CEPA をめぐるトラブルの一例を紹介し、香港政府の対応の遅さを批判した⁽¹⁹⁾。彼によれば、専門的職業サービスとしての建築士等と建設業は別々のサービス分野として分類されるが、CEPA はいずれにも独資として中国本土で営業することを認めている。ところが、香港の建築士が上海で事務所開設を申請したところ、上海市当局は意匠設計士・構造設計士・設備設計士のすべてを揃えた企業のみが CEPA 適用対象だと主張し、申請を却下したという。梁振英自身も建築士であり、また専門職業者の団体である香港專業聯盟の主席でもあったため、董建華行政長官に対応を求めたが、中央政府への直談判を躊躇したと暴露した。

こうした問題に関して、香港政府は、現地法制に関する香港企業の知識不足がおもな原因であると指摘し、香港政府の対応や支援は十分であると主張した⁽²⁰⁾。しかし、梁振英が暴露した事例は、中国本土側に問題があり、結局 CEPA 連合指導委員会で取り上げられ、（中国）建設部の指導に従い上海市当局も認可を下した。にもかかわらず、香港政府や董建華行政長官が財界の指摘を受け入れようとしなかったことに対して、香港財界は不満を隠さなかった。

第3節 中港 CEPA の法的性格

董建華行政長官が CEPA の交渉や事後対応について慎重だったのは、一国家二制度との兼ね合いがあるからだと思われる。従来の一国家二制度では、香港を中国本土から隔てることに重点が置かれていた。香港基本法も第 12 条第 1 項において、中央政府の官庁や地方政府が香港に干渉するこ

とを禁じている。しかし、FTA 交渉は交渉相手の関税や経済制度に干渉することにほかならない。このため、相互干渉をとまなう FTA の締結を香港政府が中央政府に提案することは、政治的タブーであると考えられた。また、FTA を締結した後、WTO へ通報することが WTO 加盟国（メンバー）の義務となっている。つまり、FTA の締結によって、香港と中国本土の関係は一国家二制度が本来想定したものから逸脱する恐れがあると考えられた。当時、台湾の陳水扁政権が兩岸 FTA を推進しようとしたのも、まさにこの点に着目したためであった（竹内 [2001 : 173-174] および、第 2 章参照）。董建華行政長官は中国政府の支持をその事実上の権力基盤としている。そのため、彼が香港と中国本土の間における FTA（CEPA）の締結や、中国本土における CEPA 実施状況の改善を中央政府に対して要求することを躊躇したのは、むしろ自然な態度であった。

こうした問題が顕在化するのを防ぐため、CEPA（本文）第 2 条は 5 つの原則の 1 つとして、一国家二制度の方針を遵守することを掲げた。通常の FTA（自由貿易協定）は国際間の条約であり、略称の A は協定（Agreement）を意味する。しかし、中国政府は CEPA が一国家内部の関税領域の間における取決であり、国家の間における FTA とは異なると主張した。また、CEPA の A についても Agreement（協定）ではなく、Arrangement（取決、中国語では「按排」とされた。この「按排」は返還後、中国（中央）と香港あるいはマカオの間で締結した重要な合意文書の名称に用いられているが、中国国内法では「行政規章」（行政法令）とされる（索光拳 [2008 : 17]）。つまり、CEPA を含めた「按排」とは行政取決なのである。このため、CEPA の発効には中国の国会に当たる全国人民代表大会における批准手続きが必要とされない。そもそも香港の議会である立法会には、条約を批准する権限すら与えられていない（第 1 章参照）。CEPA の本文や「補充協議」にはその発効日が明記されているが、これは議会による批准手続きが不要であるため、中国政府と香港政府が署名した段階で発効日を決めていたことを示すものである。ただし、こうした国内事情にかかわらず、中国と香港は WTO メンバーであるため、WTO 事務局に対する通報を怠ることができない。実際に CEPA は 2003 年 12 月に、1947 年 GATT 第 24 条および

GATS 第5条にもとづく FTA として WTO 事務局に通報された⁽²¹⁾。このように CEPA は WTO 上の FTA であるが、中国の国内法上は通常の FTA と違う扱いとされるという矛盾した性格をもっている。

また、CEPA は、中国本土側の譲許しか取り決めていないという点でも特異な FTA である。香港は自由貿易政策を取っているため、物品の貿易に関して譲許する必要がない。しかし、サービス分野では、香港側にも譲許の余地がある。それは、CEPA 本文の付属文書において、香港の中国本土に対する譲許の項目だけが設けられたことにも示されている。ただし、その譲許内容は今後協議するものとされたが、その後も香港側の譲許について交渉された様子はない。そして、その後の補充協定ではサービス分野における香港側譲許の項目すら設けられていない⁽²²⁾。ただし、実際には職業資格の相互認証は一部行われており、香港も一部のサービス分野において中国本土市民の専門職にアクセスを許したことになる。とはいえ、CEPA の内容は香港側に有利なものであり、中国側には不満もある。たとえば、香港では高度な専門職業が欧米の基準にもとづいて定められており、大学における関連教学も英語文献の使用を前提としている。これは、年少より英語教育に親しんでいない中国本土の資格者などに不利な条件となっている。そこで、中国の安民商務部副部長は 2004 年 2 月に行われた CEPA 専門職資格相互認証ハイレベル会議（專業人士資格互認高層會議）において、香港の医師資格が英語教学への「教条」な思い入れにもとづいていると批判し、香港における中国本土の医師の活躍の場を広げるべきだと主張した⁽²³⁾。また、香港人運転手が香港から広東省へトラックを乗り入れることが可能であるが、逆に広東省の運転手が香港に乗り入れることは認められていない。このため、広東省政府は香港側の利害が重視されすぎているとの不満をもち、香港とマカオ、広東省珠海市をつなぐ港澳珠大橋の建設への協力を渋ったといわれている（第5章参照）。

さらに、CEPA では、中国本土と香港の間の紛争について WTO 機構での解決を避け、双方間でのみ処理する制度を取り決めている。これも、一国家二制度や、独立関税領域の地位問題を表面化させないためだと思われる。まず、香港は中国を非市場経済国として認定するとされている（CEPA

第4条)。これは、アンチダンピング（以下、AD）の発動と関係がある。政府の介入が存在し、価格決定が不透明であるとの理由から、非市場経済国に対するダンピングの事実認定が市場経済国よりも低い(GATT第6条)。そのため、中国は非市場経済国とみなされる限り、各国によるADの発動を受けやすいことを意味する。また、香港と中国本土間ではADや補助金対抗処置など、WTOで規定された対抗処置の不使用が合意された。仮に一方が輸入の急増などにより深刻な被害を受けた場合は、臨時的処置としてCEPA優遇の適用停止をもう一方に申し入れることができる。ただし、香港にはAD発動に関する制度がない。さらに第6章第19条において、中国商務部と香港工商科技局による連合指導委員会の設置が規定されている。同委員会は少なくとも年1回開催され、CEPA実施状況の監督・指導を行うほか、CEPAの臨時停止を含む紛争処理も担う。

第4節 行政長官の交代とFTA、地域主義への姿勢の変化

董建華行政長官はCEPA締結にも関わらず財界などの支持を回復できなかった。その原因は、まずCEPA交渉や実施過程での改善について中国本土への働きかけに慎重だったためである。また、CEPA本文が締結された2003年6月には、香港基本法23条にもとづく国家安全条例制定の試みや梁錦松財政司長の新車購入をめぐる不正疑惑（「レクサスゲート」）などの問題もあったため、董建華行政長官の辞任を求める世論が強まっていた。中国政府は香港の世論に屈服する形になるのを避けるため、董建華行政長官の辞任を2005年3月にまで引き延ばした。董建華行政長官の辞任後、官僚出身の曾蔭権（董建華政権の財務司長、政務司長を歴任）が選挙委員会の大多数の推薦を得て行政長官選挙に出馬、当選した。

1. 中国本土、中央への積極関与

曾蔭権行政長官は就任後、中国本土に対する政策において積極的な対応

を掲げた。その背景には、中国本土の発展により、香港が経済的な優位を失い、周辺化するという懸念があるためである。2006年3月20日および23日に許仕仁政務司長と任志剛金融管理局長がそれぞれ、香港の周辺化を防止する必要性に言及した他、今まで中国本土への投資に熱心であった李嘉誠のような財界人まで同様の懸念を表明した⁽²⁴⁾。曾蔭権行政長官は実際に香港が周辺化する可能性を否定したが、5月18日の立法会における答弁のなかで、中国の第11次5カ年計画に対する香港の関与と対応を検討するため内外の識者を集めた「経済サミット」(中国語では「経済高峰會」)を2006年9月に開催すると述べた⁽²⁵⁾。

2006年9月11日に「11・5(中国の第11期5カ年計画)と香港の発展経済サミット」と題された会議が開催され、4つの分科会(商業および貿易、金融サービス、輸送・物流およびインフラ、専門サービス・IT・科学技術・観光)に分かれ、財界人や経済学者が香港政府に要望したい政策や対応の必要な課題を列挙した。これらは政府の回答および工程表とともに、2007年1月15日に発表され⁽²⁶⁾、香港がもつ金融、貿易、交通の3分野における国際センターとしての機能を維持することが謳われ、そのために人、物品、資金の自由な流れのほか、中国本土との連携が必要であるとした。

また、「経済サミット」当日、曾蔭権行政長官は記者会見において「政府が経済発展の方向性を示すのは、積極的不介入からの転換ではないか」と問われ、「それは相当前⁽²⁷⁾にハッドン・ケープ財政司が唱えたものだ。我々が述べたものではない。現在は『大きな市場、小さな政府』の方針に則り、政府は市場ニーズを汲み取りながら活動している」と答えた⁽²⁸⁾。この発言は、現地メディアに大きく報じられた。ただし、「経済サミット」での提言や政府の対応には、新規産業の培養を狙った産業政策や大規模な住宅政策など、董建華政権が行ったシンガポールモデルのような大胆さはなかった。曾蔭権政権はあくまで、CEPAや汎珠江デルタ協力、5カ年計画といった既存の枠組を活用することに重点を置いた。

さらに、曾蔭権行政長官は就任後初の2005/06年度施政綱領において、中国本土に対する政策の管掌系統を一本化しつつ、香港政府の拠点を拡充する方針を表明した⁽²⁹⁾。これには、2つの目的があった。1つは中国本土

各地で香港企業の活動を支援することであり、これには CEPA 実施状況の改善も含まれた。もう 1 つは、香港市民の保護、つまり、事実上の領事業務を行うことであった。これは、中国本土に香港企業の進出による駐在者のほか、個人営業や就労、あるいは渡航、定住する香港市民が多いためである（第 5 章参照）。

香港政府の中国本土における駐在機関には、駐北京弁事処（1999 年 3 月設置）と駐広東省経済貿易弁事処（2002 年 7 月設置）が従来から存在していた。そのうち、駐広東省経済貿易弁事処の管轄は当初、広東省だけであったが、2006 年 4 月 1 日より福建省、江西省、広西壮（チワン）族自治区、海南省に拡大し、5 省・自治区とされた⁽³⁰⁾。また、9 月には上海市（6 日）と四川省成都市（28 日）に経済貿易弁事処が増設された⁽³¹⁾。駐上海経済貿易弁事処は上海市、江蘇省、浙江省、安徽省、湖北省の 5 省・市を管轄とし、本格的な活動は 2007 年 2 月 1 日に開始された⁽³²⁾。駐西都経済貿易弁事処は四川省、雲南省、貴州省、湖南省、陝西省、重慶市の 7 省・市を管轄とし、本格的な活動は 2007 年 2 月 5 日に開始された⁽³³⁾。さらに、中国本土に関する事務管掌については、従来、行政長官が広東・香港協力統括グループ（中国語では「粵港合作統籌小組」、広東省との協力関係を担当）と駐北京弁事処を管轄し、工商科技局工業貿易署が駐広東省経済貿易弁事処を管轄していた。しかし、2006 年 4 月 1 日以降、政制事務局のなかに内地事務連絡弁公室が新設され、同室がこれらの機関をすべて統括することとなった。そして、2007 年 7 月には政制事務局の名称が「政制及び内地事務局」に変更された。

さらに、曾蔭権行政長官は 2007 年 10 月の 2007/08 年度施政報告において、再び中国本土との「融合」を大きく掲げ、そのなかで深圳市と共同でメトロポリスを形成することに言及した⁽³⁴⁾。中国本土との「融合」は、董建華行政長官が 2003 年の施政報告において言及したものの、CEPA の締結しか実現しなかった。そこで、曾蔭権行政長官は改めて、人や企業などの経済社会的な活動に合わせて、香港政府も中国本土の地方政府との協力に本腰を入れる姿勢を示した（第 5 章参照）。

2. 第三国とのFTA、東アジア地域主義への関心

近年、香港政府では中央政策組を中心に、東アジア地域主義やFTAへの対応を検討し始めた。ただし、当初はこうした意図を示すことに慎重であった。2007年11月に開催された「アジア太平洋における香港：問題と機会」と題するシンポジウムでは、インドネシアのユスフ・ワナンディ戦略国際問題研究センター会長が、香港と台湾が東アジア地域に不可欠な要素であると繰り返し強調し、香港の東アジア共同体への参加は有益であると明言した（Wanandi [2007]）。一方、唐英年政務司長を含めた香港側の参加者は、FTAや東アジア共同体などの枠組に関する香港政府の対応に触れなかった。

しかし、2008年半ば以降、香港政府は東アジア地域主義やFTAへの関心を徐々に示し始めた。2008年7月3日の策略発展委員会⁽³⁵⁾では、その事務局である中央政策組がASEAN・中国FTAに焦点を当てた資料を提出した。このなかで、香港企業の生産拠点が中国本土にあることから、同FTAの影響を大きくないと見積もる一方、マイナスの影響も否定できないと指摘した（中央政策組 [2008a:14]）。11月6日の発展策略委員会では、中央政策組がASEAN・中国FTAに触れ、また、国の規模が小さいものの自由貿易政策を採っているシンガポールのFTA政策も参考にすべきだと指摘し（中央政策組 [2008b:16]）、出席したほかの委員からも香港政府の地域主義に対する取り組みが不足しているとの発言が出された⁽³⁶⁾。

2009年3月には劉兆佳中央政策組主席顧問（同組のトップ）が東アジア地域枠組への参加について、中国政府が香港の参加方法や名義を研究し、助力することを期待していると述べた⁽³⁷⁾。また、中央政策組は内外の研究機関に対して3件の関連研究を委託した。これらは2009年後半に公開され、このうち1件（一國兩制研究中心 [2009]）は大メコンサブリージョン経済協力への対応を検討し、2件（The University of Hong Kong [2009], The East Asian Institute of the National University of Singapore [2009]）はシンガポールを東アジア地域主義への対応のモデルとして取り上げる研究を行った。とはいえ、後者の研究は、シンガポールのFTA政策が東アジアにとどまら

ない経済関係の多角化を狙っていることや、同国が主権国家として外交政策を立案していることなど、香港の現状と大きな相違点があることを指摘した (Lim [2009])。

香港政府が東アジア地域主義への関心を示し始めたのは、台湾の動向と関係があると思われる。2007年末は、中国との関係改善を掲げた馬英九候補が総統選挙を有利に戦っていた時期である。香港政府が東アジア地域主義への参加について検討を始めたのも、2008年5月の馬英九総統の就任の直後であった。

このことは、香港と第三国の CEP 交渉に関する動きからも確認できる。とくにニュージーランドとの FTA 交渉は中断された時期が、2002年の台湾の陳水扁政権と中国との関係悪化と重なる。また、交渉再開は2009年2月10日に発表されたが⁽³⁸⁾、これも台湾で馬英九政権に政権が交代し、中国との CECA/ECFA 交渉に入ることが決まった時期とほぼ同じである。さらに、同年11月13日に曾蔭権行政長官とニュージーランドのジョン・キー首相はシンガポールでの APEC 首脳会議の際に会談し、双方の CEP 交渉が妥結したと発表した⁽³⁹⁾。しかし、この場での調印を見送られ、2010年3月19日に改めて行われた⁽⁴⁰⁾。2009年11月時点では、台湾と中国による ECFA は水面下での協議が行われていたものの、未だ正式な交渉開始は合意されていなかった。ECFA 交渉の開始に合意されたのは2009年12月、実際の公式な交渉開始が2010年1月であった。香港とニュージーランドの CEP 調印は、ECFA の進展を待っていたようにみえる。

香港はニュージーランドとの妥結後、12月21日にヨーロッパ自由貿易連合 (EFTA) との間で FTA 交渉の開始に合意した⁽⁴¹⁾。このほか、チリ (2009年7月に共同研究が終了⁽⁴²⁾)、ペルー⁽⁴³⁾ との FTA 交渉も予定している。さらに、香港はチェンマイイニシアティブにもとづく通貨スワップ協定への参加を2009年12月に果たした⁽⁴⁴⁾。これは、2009年5月の ASEAN+3 財務相会議での合意にもとづくものであり、香港は台湾に先んじて東アジア地域の経済枠組への参加を果たしたことになる。

このように香港による FTA 締結や地域枠組への参加は、中国と台湾の関係に制約されていたと考えられる。しかし、香港が台湾問題の影響を受

けたことについて、香港や中国の政府は公に認めていない。これらは、中国が香港の FTA 締結や地域枠組への参加を考慮しつつも、台湾問題に関するコントロールを喪失することを恐れたというジレンマが存在したことを示唆している。いずれにせよ、香港による東アジア地域主義への参加は始まったばかりであり、制限があるものの、今後も継続されるであろう。

まとめ

香港政府は従来、WTO での多国間交渉を重視していたが、現在は FTA の推進へ方針転換した。この方針転換は長い時間がかかっており、その時期や要因を1つに特定することはできない。香港は2000年代初めにニュージーランドとの FTA 交渉を行ったが、当時の香港政府がどの程度積極的であったのかは推測が難しい。というのも、これはニュージーランドが申し入れたものであり、また香港は日本との FTA に否定的な態度をとったからである。香港が初めて締結した FTA は中国本土との CEPA であったが、香港政府が必ずしも主体的に動いたわけではなく、財界の要請を受けてやむなく動いた感がある。こうした経緯をみると、2002年までの時点で香港政府が明確な FTA 政策をもっていたとはいいいにくい。

香港において第三国との FTA に関心が低かった原因としては、いくつかの要因が考えられる。第1に、香港は CEPA において大きな利益が得られたことである。中国は CEPA において、一方的に譲許を与え続けた。さらに、中国は第三国との FTA における譲許についても、CEPA の「補充協議」に盛り込む形で香港にも適用したため、香港は FTA を締結しない不利益に直面する恐れを考慮する必要が少なかった。第2に、返還前の香港政庁から引き継がれた香港政府の官僚と、中国のイニシアティブで就任した董建華行政長官は、ともに CEPA を含む FTA 締結に慎重であったことである。第3に CEPA 締結においては香港の財界や専門職団体が強いイニシアティブを発揮したが、第三国との FTA については締結を支持する圧力団体が存在しなかったことである。財界や専門職団体は、行政長官選挙

や立法会の職能団体選出枠において主導権をもち、主要な政治アクターとなった。香港の企業や専門職が中国本土へ向かえば、香港は空洞化するため、CEPA のみの依存を避ける必要もあると思われる。しかし、彼らは利益集団であり、常に香港経済全体を顧みるとは限らない。

一方、2005年に発足した曾蔭権政権は中国との「融合」について董建華政権より積極的であると同時に、第三国とのFTA推進にも積極的である。官僚出身の曾蔭権行政長官は財界や職能団体と違い、中国と第三国の中継機能という香港経済の核心的な価値に対しても強い関心を払っている。曾蔭権行政長官の積極姿勢は、まず中国本土との関係において発揮された。一方、東アジア地域主義への対応や第三国とのFTA締結について、香港政府の方針はまだ模索の途中である。香港によるFTA締結の行方は、中国と台湾の関係改善にかかっている。とはいえ、曾蔭権政権はシンガポールの事例への関心も示しており、今後積極的なFTA政策の展開を行う可能性もないとはいえない。

[注]

- (1) 日本語訳に際しては中国語名称「内地與香港關於建立更緊密經貿關係的安排」も考慮した。ただし、便宜上「内地」（本土）に当たる部分は「中国」に置き換え、略称を「中」とする。

また、中国本土はマカオともCEPA（中国語正式名は、内地與澳門關於建立更緊密經貿關係的安排）を締結している。しかし、本章では必要な場合を除いて中澳CEPAに触れない。

- (2) 筆者が香港総商会にて行ったインタビュー調査(2005年10月4日実施)による。
- (3) 香港政府のなかには消費者委員会が存在し、競争政策の必要性和不正な取引や独占問題に関する報告書を作成している。しかし、同委員会には捜査や摘発の権限が与えられていない。近年、競争政策に関する議論が行われているが、未だ主要先進国同様の制度はできていない。
- (4) 詳細は、鄭国漢・武常岐 [1998] を参照。
- (5) 「董建華香港特別行政区行政長官の訪日」外務省ウェブサイト (http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/yojin/arc_01/hong_g.html, 2010年9月8日アクセス)。
- (6) 「中共將與東協合組自由貿易區」『工商時報』2001年11月3日。
- (7) Initial Analysis of the Bilateral Trade and Economic Relationship as Background to a

- Possible "Closer Economic Partnership" Agreement, New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade Website (<http://www.mfat.govt.nz/Trade-and-Economic-Relations/0--Trade-archive/0--Trade-agreements/Hong-Kong/0-chapter-one.php>, accessed on December 3, 2009) .
- (8) Hong Kong-New Zealand Closer Economic Partnership, New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade Website (<http://www.mfat.govt.nz/Trade-and-Economic-Relations/Trade-Agreements/Hong-Kong/index.php>, accessed on December 3, 2009) .
- (9) 「立法會第三題：中國——東盟自由貿易區」『新聞公報』2002年12月4日 (<http://www.info.gov.hk/gia/general/200212/04/1204176.htm>, 2009年12月2日アクセス)。
- (10) WTO加盟には申請国の経済開放について既存加盟国と交渉する必要がある。中国は1999年に日本(7月)とアメリカ(11月)との交渉が妥結し、EUとの交渉(妥結は2000年5月)も進んでいた。
- (11) 筆者が香港総商会にて行ったインタビュー調査(2005年10月4日実施)および香港総商会[2003:3]。
- (12) 「自貿區最快明年設立」『文匯報』(香港)2001年12月19日。
- (13) Christopher Cheng "Regional Trade Agreement with Mainland, not Preferential Treatment" January 2002 (http://www.chamber.org.hk/wto/rta/rta_by_cc.asp accessed on January 20, 2010) .
- (14) 「内地與香港更緊密經貿關係安排正式啓動磋商」『政府新聞公報』2002年1月25日 (<http://www.info.gov.hk/gia/general/200201/25/0125143.htm>, 2010年1月20日アクセス), "Formal Consultations on Mainland/HK Closer Economic Partnership Arrangement starts", Hong Kong SAR Government Press Release, January 25, 2002 (<http://www.info.gov.hk/gia/general/200201/25/0125310.htm>, accessed on January 20, 2010) .
- (15) 「『内地與香港更緊密經濟關係安排』記者會談話内容」『政府新聞公報』2002年3月27日 (<http://www.info.gov.hk/gia/general/200203/27/0327176.htm>, 2010年1月20日アクセス)。
- (16) 「[内地與香港更緊密經貿關係安排]第三次高層磋商將在北京舉行」『政府新聞公報』2002年5月31日 (<http://www.info.gov.hk/gia/general/200205/31/0531316.htm>, 2010年2月8日アクセス) および「[内地與香港更緊密經貿關係安排]第三次高層會議延期舉行」『政府新聞公報』2002年6月5日 (<http://www.info.gov.hk/gia/general/200206/05/0605110.htm>, 2010年2月8日アクセス)。
- (17) サービス貿易のモードには、国境を越える取引(第1モード)、海外における消費(第2モード)、業務拠点を通じたサービス提供(第3モード)、自然人の移動によるサービス提供(第4モード)がある。

- (18) 各分野の審査手続きについては、広東省経済貿易合作庁「政府部門答 CEPA 実施 100 問 附録一 内地対香港開放服務市場指引」(http://www.thegprd.com.cn/cn/cepa/cepa100_07.html, 2010 年 2 月 3 日アクセス) 参照。
- (19) 「梁振英: CEPA 効果遜預期」『明報』2005 年 1 月 2 日。
- (20) 「港府稱會跟進 CEPA 不足」『明報』2005 年 3 月 23 日。
- (21) Committee on Regional Trade Agreements - Council for Trade in Services - Closer Economic Partnership Arrangement between China and Hong Kong, China - Notification from the Parties (WT/REG162/N/1), WTO website (<http://docsonline.wto.org/DDFDocuments/t/S/C/N264.doc> accessed on February 4, 2010) .
- (22) 「《安排》主體文件 附件 4: 關於開放服務貿易領域的具體承諾」香港工業貿易署ウェブサイト (http://www.tid.gov.hk/tc_chi/cepa/legaltext/fulltext.html, 2010 年 2 月 4 日アクセス)。
- (23) 「安民促進內地居港西醫執業」『明報』2004 年 2 月 18 日。
- (24) 「許仕仁警告防港邊緣化」『文匯報』2006 年 3 月 21 日, 「全港怕『邊緣化』 李嘉誠, 任志剛: 要擔心」2006 年 3 月 24 日 中國評論新聞網 (<http://chinareviewagency.net/doc/1001/1/4/6/100114665.html>, 2010 年 2 月 8 日アクセス)。
- (25) 「九月峰會研『十一五』對策」香港政府新聞網 (<http://news.gov.hk/tc/category/businessandfinance/060518/html/060518tc03005.htm>, 2010 年 2 月 8 日アクセス)。
- (26) 「經濟サミット」の議事録や提言は、「《『十一五』與香港發展》經濟高峰會」ウェブサイト (http://www.info.gov.hk/info/econ_summit/) において公開されている。
- (27) ハッドン・ケープ財政司は 1980 年に積極的不介入に言及した。
- (28) 「行政長官, 財政司司長及專題小組召集人於《『十一五』與香港發展》經濟高峰會新聞發布會會見傳媒的談話內容」『政府新聞公報』2006 年 9 月 11 日 (<http://www.info.gov.hk/gia/general/200609/11/P200609110271.htm>, 2010 年 2 月 8 日アクセス) および, 曾蔭權「恪守大市場小政府原則」香港政府新聞網ウェブサイト (<http://www3.news.gov.hk/isd/ebulletin/tc/category/ontherecord/060919/html/060919tc11002.htm>, 2010 年 2 月 8 日アクセス)。
- (29) 「二零零五至零六年施政報告: 強政勵治 福為民開」2005 年 10 月 12 日 (<http://www.policyaddress.gov.hk/05-06/chi/pdf/speech.pdf>, 2007 年 4 月 21 日アクセス)。
- (30) 「内地事務聯絡辦公室正式運作及駐粵辦擴大職能」『政府新聞公報』2006 年 3 月 31 日 (<http://www.info.gov.hk/gia/general/200603/31/P200603310276.htm> 2010 年 2 月 8 日アクセス)。
- (31) 「駐上海經濟貿易辦事處工作全面開展」(www.info.gov.hk/gia/general/200609/29/P200609290260.htm 2010 年 2 月 8 日アクセス)。
「駐成都經濟貿易辦事處開始運作」『政府新聞公報』2006 年 9 月 28 日 (<http://www.info.gov.hk/gia/general/200609/28/P200609280260.htm>)

- www.info.gov.hk/gia/general/200609/28/P200609280220.htm, 2010年2月8日アクセス)。
- (32) 「政府駐滬經貿辦正式辦公室啓用」『政府新聞公報』2007年2月1日 (<http://www.info.gov.hk/gia/general/200702/01/P200702010225.htm>, 2010年2月8日アクセス)。
- (33) 「香港政府駐成都經貿辦成立慶典」『政府新聞公報』2007年2月5日 (<http://www.info.gov.hk/gia/general/200702/05/P200702050242.htm>, 2010年2月8日アクセス)。
- (34) 『二零零七至零八年施政報告 香港新方向』(<http://www.policyaddress.gov.hk/07-08/chi/policy.html>, 2010年1月28日アクセス)。
- (35) 香港政府高官と財界人などの有力者と学識経験者の間で香港政府の基本政策を議論する会議。中央政策組が事務局を務める。
- (36) 「策略發展委員會 2008年11月6日第五次會議 席上意見摘要」中央政策組ウェブサイト (http://www.cpu.gov.hk/tc/documents/csd/csd_summary_5_2008c.pdf, 2009年12月9日アクセス)。
- (37) 「劉兆佳：盼中央助港 參與主權國層面談判」『中國評論新聞網』2009年3月12日 (<http://www.chinareviewnews.com/doc/1009/1/1/4/100911493.html?coluid=131&kindid=4421&docid=100911493>, 2010年8月31日アクセス)。
- (38) 「香港和新西蘭致力促進緊密經貿合作關係」2009年2月19日 (<http://www.info.gov.hk/gia/general/200902/10/P200902090209.htm>, 2010年7月22日アクセス)。
- (39) 「行政長官在新加坡與新西蘭總理會面後與傳媒談話全文」『新聞公報』2009年11月13日 (<http://www.info.gov.hk/gia/general/200911/13/P200911130292.htm>, 2010年7月22日アクセス)。
- (40) 「香港與新西蘭簽訂《中國香港與新西蘭緊密經貿合作協定》」『新聞公報』2010年3月29日 (<http://www.info.gov.hk/gia/general/201003/29/P201003290116.htm>, 2010年7月22日アクセス)。
- (41) 「香港和歐洲自由貿易聯盟展開自由貿易協定談判」『政府新聞公報』2009年12月22日 (<http://www.info.gov.hk/gia/general/200912/22/P200912220099.htm>, 2010年8月25日アクセス)。
- (42) 香港チリFTA共同研究の報告書は2010年8月に公開された。以下より閲覧可能である。
- 「香港 - 智利自由貿易協定の可行性研究」香港工業貿易署ウェブサイト (http://www.tid.gov.hk/tc_chi/trade_relations/hkchile/index.html, 2010年8月25日アクセス)。
- (43) 「行政長官在新加坡與新西蘭總理會面後與傳媒談話全文」『新聞公報』2009年11月13日 (<http://www.info.gov.hk/gia/general/200911/13/P200911130292.htm>,

2010年8月25日アクセス)。

- (44) 'The Establishment of the Chiang Mai Initiative Multilateralisation' "Hong Kong Government Press Releases" 28th August, 2010 (<http://www.info.gov.hk/gia/general/200912/28/P200912280135.htm> accessed on 25th August, 2010)。

〔参考文献〕

<日本語文献>

- 竹内孝之 [2001] 「兩岸經濟統合の政治的意義と障壁」『現代中国』第75号, 161-178 ページ。
- [2007a] 「中華・香港 CEPA と東アジア FTA 構想」玉村千治編『東アジア FTA と日中貿易』アジア経済研究所, 161-187 ページ。
- [2007b] 『返還後香港政治の10年』アジア経済研究所。
- [2009a] 「台湾の国際参加：国際空間の拡大？」若林正文編『ポスト民主化期の台湾政治：陳水扁政権の8年』アジア経済研究所, 303-332 ページ。
- [2009b] 「評価が分かれた台湾の WHO 参加」『東亜』No.507, 9月号, 70-80 ページ。

<中国語文献>

- 鄭国漢・武常岐 [1998] 『競争政策與企業監管』香港：商務印書館。
- 工商科技局 [2005] 「附件 A 《内地與香港關於建立更緊密經貿關係的安排》：對香港經濟的影響（貨物貿易）」『内地與香港關於建立更緊密經貿關係的安排』對香港經濟的影響』香港立法會ウェブサイト (<http://www.legco.gov.hk/yr04-05/chinese/panels/ci/papers/ci0419cb1-1259-3c.pdf>, 2010年1月20日アクセス)。
- 索光拳 [2008] 『CEPA 条件下内地与香港法律適用問題研究』北京：中国社会科学出版社。
- 香港總商會 [2000] 『從商界角度看中国加入世貿对港商的影响』香港：香港總商會。
- [2003] 『内地與香港更緊密經貿關係安排 商會評估報告』。
- 一國兩制研究中心 [2009] 「雲南省參與東盟和大湄公河次區域經濟合作的新進展及香港的角色」2009年10月22日 (<http://www.cpu.gov.hk/tc/documents/new/press/Yunnan%27s%20Cooperation%20with%20ASEAN%20and%20the%20GMS.pdf>)。
- 中國銀行香港分行 [2001] 「亞太自由貿易區發展對香港的影响及對策深討」『中銀經濟月刊』3月号。
- 中央政策組 [2008a] 「加強香港作為内地與東盟合作的橋樑作用」(http://www.cpu.gov.hk/tc/documents/csd/csd_5_2008c.pdf, 2009年12月9日アクセス)。
- [2008b] 「綜觀内外形勢看香港發展面對的機遇與挑戰」(<http://www.cpu.gov.hk/>)

tc/documents/csd/csd_6_2008c.pdp, 2009年12月9日アクセス)。

<英語文献>

- Cushnahan, John [2000] "Working Document on the First Annual Report by the European Commission on the Special Administrative Region of Hong Kong, Committee on Foreign Affairs, Human Rights, Common Security and Defense Policy, European Parliament" (http://www.europarl.eu.int/meetdocs/committees/afet/20000621/406918_en.doc, accessed on December 9, 2009).
- Hong Kong General Chamber of Commerce [2004] "CEPA III:HKGCC Wish List," December 2004.
- [2005] "CEPA III:HKGCC Wish List, Supplement," July 2005.
- Lim, C.L. [2009] "Singapore's Pursuit of Free Trade Agreements" in The East Asian Institute of the National University of Singapore [2009] (http://www.cpu.gov.hk/tc/documents/new/press/h_in_the_region_3rd_paper.pdf, accessed on December 9, 2009).
- The East Asian Institute of the National University of Singapore [2009] "A Study on Singapore's Experience in Regional Cooperation" (http://www.cpu.gov.hk/tc/research_reports.htm, accessed on December 9, 2009).
- The University of Hong Kong [2009] "A Study on Hong Kong in the Region: Role, Issues and Strategies, 2 September" (http://www.cpu.gov.hk/tc/research_reports.htm, accessed on December 9, 2009).
- Wanandi, Jusuf [2007] "East Asian Regionalism and the Role of Hong Kong" (Speech in Seminar on "Hong Kong in the Asia-Pacific Region – Issues and Opportunities" on Oct 21) (http://www.cpu.gov.hk/english/documents/conference/20071123_east_asian_reg_role_ofhk_21oct.pdf, accessed on December 8, 2009).